

群馬県教職員互助会給付規程

(令和4年4月1日制定)

(令和6年3月13日一部改正)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県教職員互助会規約（以下「規約」という。）第4条第2項の規定に基づき、給付の額、条件等に関し必要な事項を定めるものとする。

(請求手続)

第2条 給付の請求は、会員の勤務する所属機関の長（以下「所属所長」という。）を経由して行うものとする。

(審査決定)

第3条 給付の審査、規約第9条各号に定める事実の認定及び給付額の決定は理事長が行う。

(家族、妻及び配偶者)

第4条 この規程で「家族」、「妻」及び「配偶者」とは、公立学校共済組合において被扶養者として認定された者をいう。ただし、規約第5条第2項第2号から第5号までに該当する者の「家族」、「妻」及び「配偶者」については、健康保険制度において被扶養者として認定された者をいう。

(委任)

第5条 会員は、第13条に規定する介護休暇見舞金を受給するときは互助会掛金の納入について理事長に委任するものとする。

第2章 給付の種類

(給付の種類)

第6条 給付の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 入院見舞金
- (2) 結婚祝金
- (3) 出産祝金

- (4) 出産見舞金
- (5) 入学・卒業祝金
- (6) 弔慰金
- (7) 介護休暇見舞金
- (8) 障がい児（者）見舞金
- (9) 災害見舞金
- (10) 退職慰労金

第3章 療養に関する給付

（入院見舞金）

第7条 会員又は家族が傷病により入院したときは、次に掲げる区分により入院見舞金を支給する。

- (1) 会員の場合 入院期間中1日につき 1,000円
- (2) 家族の場合 入院期間中1日につき 500円

2 前項の給付は、公立学校共済組合の診療報酬明細書又は療養費、家族療養費請求書に基づき自動給付とする。ただし、入院に要した費用が公立学校共済組合以外から支給される場合には、入院見舞金請求書（別記様式1号）に基づき給付する。

第4章 慶弔に関する給付

（結婚祝金）

第8条 会員が結婚したときは、結婚祝金として30,000円を支給する。

2 結婚年月日は、婚姻届出の日をいう。

3 第1項の給付は、結婚祝金請求書（別記様式第2号）並びに結婚当事者及び結婚の届出年月日を明らかにした市区町村長の証明書等に基づき給付する。

（出産祝金）

第9条 会員又は会員の家族が出産（次条の出産は除く）したときは、出産祝金として、20,000円を支給する。

2 双生児以上を出産したときは、その産児ごとに1回の出産があったものとして支給する。

3 第1項の給付は、公立学校共済組合に提出される出産費、家族出産費請求書に基づき自動給付とする。ただし、規約第5条第2項第2号から第6号までに該当する会員については、出産祝金・出産見舞金請求書（別記様式第3号）に基づき給付する。

（出産見舞金）

第10条 会員又は会員の家族が妊娠4か月以上（85日以上をいう。）の流産、死産又は母体保護法による人工妊娠中絶の場合には、出産見舞金として20,000円を支給する。

- 2 双生児以上を流産、死産又は母体保護法による人工妊娠中絶したときは、その産児ごとに支給する。
- 3 第1項の給付は、公立学校共済組合に提出される出産費、家族出産費請求書に基づき自動給付とする。ただし、規約第5条第2項第2号から第6号までに該当する会員については、出産祝金・出産見舞金請求書（別記様式第3号）に基づき給付する。

（入学・卒業祝金）

第11条 会員の家族が小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む）に入学するとき又は中学校を卒業（中等教育学校の前期課程修了を含む）したときは、次に掲げる区分により祝金を支給する。

- (1) 小学校入学 10,000 円
- (2) 中学校入学（中等教育学校の前期課程を含む） 10,000 円
- (3) 中学校卒業（中等教育学校の前期課程修了を含む） 10,000 円

2 前項第1号及び第2号の給付は該当する家族が小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む）に入学する日（以下「入学日」という。）の会員資格の有無にかかわらず入学日の属する年の3月1日に会員資格を有する者に支給する。

（弔慰金）

第12条 会員及び家族が死亡したときは、次に掲げる区分により弔慰金を支給する。

- (1) 会員の場合 500,000 円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある家族をもつ会員については、当該家族1人につき500,000円を加算して支給する。
- (2) 配偶者の場合 200,000 円
- (3) 家族の場合（配偶者を除く） 20,000 円

2 前項の給付は、公立学校共済組合に提出される埋葬料、家族埋葬料請求書に基づき自動給付とする。ただし、規約第5条第2項第3号から第5号までに該当する会員については弔慰金（会員・配偶者・家族）請求書（別記様式第4号）及び市町村長の埋葬許可証又は火葬許可証の写しに基づき給付する。

第5章 休業に関する給付

（介護休暇見舞金）

第13条 会員が介護休暇の承認を受け、公立学校共済組合等から介護休暇に対して給付金が支給される期間を超えて引き続き介護休暇中の時、見舞金として1回30,000円を支給する。

2 前項の給付は、介護休暇見舞金請求書（別記様式第5号）に基づき給付する。

第6章 障害者に関する給付

(障がい児(者)見舞金)

第14条 会員が満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある介護を要する障がい児(者)(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち第4条に規定する被扶養者に限る。)を扶養しているときは、障がい児(者)見舞金として1会計年度について1回30,000円を支給する。

2 前項の給付を受けようとするときは、療育手帳又は身体障害者手帳を所属所長に提示し、記載事項の確認を受けるものとする。

3 第1項の給付は、その年の4月1日現在の状態によるものとし、4月2日以降新たに該当者が生じたときは、その時点における状態によるものとする。

4 第1項の給付は、障がい児(者)見舞金請求書(別記様式第6号)に基づき給付する。

第7章 災害に関する給付

(災害見舞金)

第15条 会員が水震、火災その他の非常災害により、住居又は家財に損害を受けたときは、その程度に応じて災害見舞金を支給する。

2 災害見舞金の額は、別表第1に掲げる金額とする。

3 住居とは、現に会員が生活の本拠として居住する建造物とする。

4 家財とは、住居以外の社会生活上必要な一切の財産をいう。ただし、山林、田畑、宅地、貸家等の不動産及び現金、預貯金、有価証券等は含まないものとする。

5 第1項の給付は、災害見舞金請求書(別記様式第4号)及び損害明細書に基づき給付する。ただし、公立学校共済組合の災害見舞金に該当したときは公立学校共済組合に提出される災害見舞金請求書に基づき自動給付とする。

6 前項の請求書には、り災者の氏名、り災の日、り災の場所、り災の原因及びその状況並びに損害の程度についての市区町村長、消防署長又は警察署長の証明を受けなければならない。ただし、この証明は市区町村長、消防署長又は警察署長の発行する全段の証明内容を具備した証明書の添付に代えることができる。

第8章 退職に関する給付

(退職慰労金)

第16条 会員である期間(以下「会員期間」という。)1年以上の者が退職し退会したときは、退職慰労金を支給する。ただし、退職後引き続き地方公務員法第28条の四によ

り任命された職員で互助会に加入したもの（以下「再任用会員」という。）は再任用後に退職し脱会したとき退職慰労金を支給し、互助会に加入しない者は再任用前に退職し脱会したとき退職慰労金を支給する。

- 2 退職慰労金の額は、1,000 円に会員年数（1 年未満の端数は切捨て）を乗じて得た額とする。
- 3 会員期間の計算は、会員の資格を取得した日の属する月から、その資格を喪失した日の前日の属する月までの期間（規約の附則第 4 項の規定により給付の制限を受けた期間を除く。）の年月数による。
- 4 第 1 項の給付は、退職慰労金請求書（別記様式第 7 号）に基づき給付する。ただし、会員であった者に支給するときは、資格喪失の事実に基づき自動給付することができるものとする。

第 9 章 補則

（健康保険法の被保険者の請求手続）

第 17 条 規約第 5 条第 2 項第 2 号から第 6 号までに該当する会員の家族、妻及び配偶者に係る給付の請求については、第 4 条ただし書に該当することが確認できる書類を添付するものとする。

（給付の準拠）

第 18 条 この規程で定める給付の細部については、公立学校共済組合に準ずるものとする。

（雑則）

第 19 条 この規程で定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、群馬県教職員互助会給付規程（昭和 46 年 3 月 31 日制定）は廃止する。
- 3 なお、令和 4 年 3 月 31 日以前に生じた給付事由については、この規定にかかわらず、従前の例による。

附則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。